

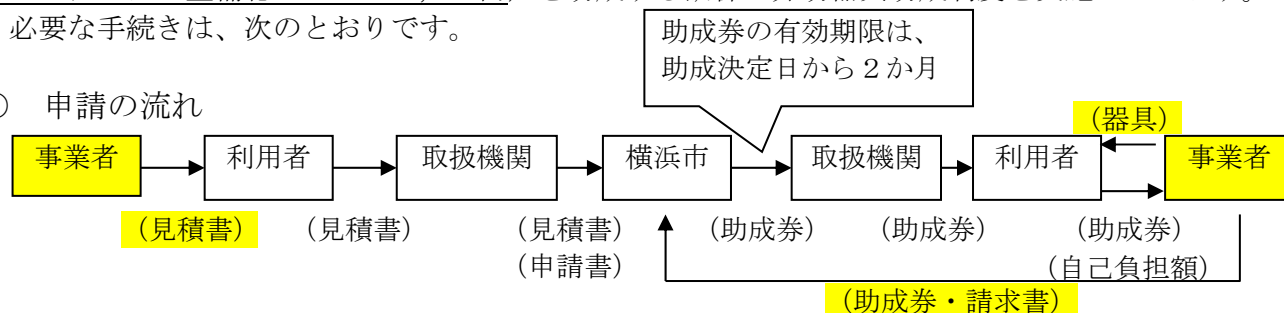
## 横浜市訓練・介助器具助成制度取扱い事業者の皆様へ

平素より、本市障害児福祉施策の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

横浜市では、市内に在住する障害児で、器具による治療、訓練及び介助効果が期待できる方に対し、器具の購入に要する経費の3分の2（限度額は37,800円、ただし眼鏡は26,460円、補聴器55,800円、FM・デジタル型補聴システム80,000円）を助成する訓練・介助器具助成制度を実施しています。

必要な手続きは、次のとおりです。

### ○ 申請の流れ



- 1 利用者から器具の見積書の作成依頼がありましたら、以下の点に御留意の上作成し、利用者にお渡しいただきますようお願いいたします。

<見積書記載注意事項>

- 1) 見積書の宛名は「横浜市長」とする。
- 2) 器具を利用する御本人の氏名を記載する。
- 3) **見積者記載及び押印について**（※押印は鮮明に）

\* **【法人】本社との手続きの場合**

法人名・法人住所・代表者役職及び氏名の記載、法人代表者印押印

\* **【法人】代表機関として定めのある支店等との手続きの場合**

法人名・支店等住所・支店等代表者役職及び氏名の記載、法人印(社印)及び支店等代表者印押印

\* **【個人事業主】の場合**

事業名・住所・事業主氏名の記載、事業主の実印押印

- 4) **見積日は必ず記載する。**
- 5) 見積金額は消費税込の総額とし、その旨を記載する。
- 6) 見積書の様式は問わないが、A4サイズが望ましい。

- 2 利用者が申請を行い、横浜市こども青少年局が助成を決定すると、取扱機関を通じて利用者宛に助成決定通知書、助成券を送付します。**利用者から自己負担額を受領し、申請者の署名・受領印がされた助成券と引き替えに器具をお渡しください。**

- 3 器具の受渡終了後、**①請求書と②助成券（申請者の署名・受領印のあるもの）**を横浜市こども青少年局障害児福祉保健課まですみやかに御提出ください。

<請求書記載注意事項>

- 1) 請求書の宛名は「横浜市長」とする。
- 2) 器具を利用する御本人の氏名を記載する。
- 3) **請求者記載及び押印について…見積書（※上記）の時と同じ記載・押印を**  
（※押印は鮮明に）
- 4) **請求日は必ず記載する。**
- 5) 請求額は助成券に記載されている助成額とする。
- 6) 振込先の銀行・支店名、口座の種類・番号、口座名義（フリガナ）を記載する。
- 7) 請求書の様式は問わないが、A4サイズが望ましい。

※その他、御不明の点は、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課までお問合せください。

別表（横浜市訓練・介助器具助成制度における助成対象器具）

器具等	判断基準又は対象器具名	助成限度額	申請時必要書類等	
訓練器具	1 椅子及びその付属品	障害児が座位を保持するために作成または加工されたもの。	37,800円	
	2 マット類	障害児が身体的機能を高めるための訓練や日常生活における安全のために必要なもの。	37,800円	
	3 歩行支援・訓練器具	障害児の歩行支援・訓練のために作成または加工されたもの。	37,800円	
	4 運動機能訓練器具	障害児の運動機能向上のために作成または加工されたもの。	37,800円	
	5 知育訓練器具	就学前の障害児の言語学習訓練、手先訓練、数的訓練、認知訓練、コミュニケーション訓練のために作成されたもの。	37,800円	
介助・自器具	1 褥そう予防具	障害児の褥そうを予防する機能を有するもの。	37,800円	
	2 食事支援器具	障害児の食事を補助するために作成または加工されたもの。	37,800円	
	3 移動支援器具	原則として、障害児の移動のために作成または加工されたもの。	37,800円	
	4 排泄支援器具	障害児の排泄を補助するために作成または加工されたもの。	37,800円	
	5 聴力補助具	補聴器（イヤモールド、FM・デジタル型補聴システム等含む）	（補聴器） 55,800円 （補聴システム） 80,000円	オーディオグラムを添付すること（イヤモールドの単体申請を除く）。
	6 防音保護具	障害児の聴覚過敏を緩和する機能を有するもの。	37,800円	
	7 視力補助具	障害児の低下した視力を補助する機能を有するもの。	（眼鏡） 26,460円 （眼鏡以外） 37,800円	医療保険等の適用の可否を確認し、処方箋及び医師の診断書を添付すること。
	8 手指機能補助器具	障害児の手指機能を補助するために作成または加工されたもの。	37,800円	
	9 体調管理補助器具	パルスオキシメーター、サチュレーションモニター、防寒靴※	37,800円	医師の診断書を添付すること（※防寒靴については不要）。
	10 呼吸機能補助器具	吸引器、吸入器、蘇生バック	37,800円	医師の診断書を添付すること。
	11 頭部保護具	頭部保護帽	37,800円	

※すべての器具等において、審査を行うにあたり、必要と認める場合にはカタログの提出を求める。

※視力補助具のうちメガネ及びコンタクトレンズのみ、一度承認された障害（病気）については、翌年度以降の医師の診断書等の提出は求めないものとする。